

【歴史講演会】

「備陽史研究 山城志 第21集」 発行記念講演会

演題

宮氏と柏村 一宮下野守家の盛衰一

田口義之

福山城の藩主屋敷について 御屋形は水野勝俊によって建てられたのか？

田中伸治

年号考 私異年号について

根岸尚克

「勝成の福山入封まで」一近世福山を読むのまとめとして一

高木康彦



備陽史探訪の会

宮氏と柏村

田口義之

柏村の発見

1、『福山市史』上巻

「福島正則が領内の各所に支城を築いて家臣を置いた記述の後に」なお、福山地方についてみる場合、沼隈郡上山南村西向に間島美作が、また品治郡宮内土居と下安井村柏谷甲山城の遺址に尾関讃岐の駐在していたことが伝えられている。」

2、『西備名区』

「尾関讃岐守 福島城代

福島正則家士。当城は宮氏没落の後、宮城と同じく毛利家より番兵を籠め置く。後、福島正則当国拝領より家人を差置く。元和年中、福島改易に因って破却せられしかども、大手の築地は元禄年中までありしと云」

3、『秋藩閥閥録』一四九 宮与左衛門

「小奴哥又次郎殿 親忠

進之候」

昨日九日於柏村表合戦被打太刀之条粉骨無比類候弥被拙忠節者可為神妙者也仍状如件

永正十八

四月十日 親忠判

小奴哥又次郎殿進之候

「小奴哥又次郎殿 政盛

旨進之候」

四月九日於柏村表固口被及合戦太刀打之條高名之段無比類候弥可被拙戦功者也仍状如件

永正十八

四月十日 政盛判

小奴哥又次郎殿

4、『知新集』七、栗根文書

去る六日、馬屋戸口於いて合戦の時、太刀を打ち敵を打ち捕らえるの条、比類なき忠節に候、いよいよ戦功を抜きんでらるべき者也 よつて状件の如し

□□十八

六月二十日 政盛花押

栗根助七殿

文明年間の「かしわ村」合戦

5、『渡邊先祖覚書』

「是豊様山名御家督越御むほんいよいよ御はたしなく、備後へ御下向にて在々所々に取懸その数多し。取分宮下野守殿同彼一門かしわ村に引き籠り居られ候、備前国松田方庄伊豆守猛勢にて御合力致し申し候、彼の表三カ年の間日戦御戦御合戦斜めならず候、一きうりんそう合戦の時も、つつみの城没落の砌取分比類なき働き仕り候、然る間へ宮一類かしわ村に於いて下野殿をはじめとして悉く御腹を御切備後國残るところなく御下知に従われ候」

6、『岡山県古文書集』所収洞松寺文書（原漢文）

○庄元資寄進状

寄進奉る

洞松寺禅堂田地の事

合せ田五段てへり

八田庄の内坪付け別紙にあり

右の子細は、文明参年十一月二十日備後柏村に於いて、愚弟資長討ち死せしめおわんぬ。よつて彼の菩提のため、末代寄進候所件の如し
□□□月□日 藤原元資花押

7、『福山市史』上巻 第六章室町、戦国時代

「応仁の乱で備後の国人衆は、西軍の持豊、東軍の是豊の双方から出動を命ぜられてその去就に迷ったが、大体備後南部の杉原氏一族、宮氏の惣領家などは是豊に、山内・三吉・田総・広沢江田・同和智の諸氏など備後北部の諸族は持豊に属することになった」

「(南北国人衆の対立となつたのは)備南と備北とは地勢風土を異にし、諸種の事情が違つていたということもあつたと思われる。(中略)すなわち外郡(備南)の国人衆は東軍に、内郡(備北)のそれは西軍に属したことになる。」「宮氏では惣領の下野守自身が是豊に従つて上落している(割注「応仁別記」)」

8、『応仁別記』と『重編応仁記』

『応仁別記』「山名弾正是豊、備後國宮下野守ヲ責手ニ遣、悉打順ケレハ」
『重編応仁記』「其比東陣ノ山名弾正是豊、備後國ノ住人宮下野守退治ノ為、彼国ニ馳セ下リ宮ヲ打從ヘ」

9、『萩藩閥閥録』巻五の二福原対馬

「此の方御合力の事、南郡衆出張御待ち候によつて御延引候間、柏村□□□□陣所正体なく罷り成候事一定候、去りながら阿佐塚へ先々御進発の由承り候、すなわち落居すべく候、目出度く候、南郡衆へも此方より申し候(下略) 恐々謹言

二月七日

(宮田) 教言 判

福原殿之を進らせ候」

10、『続曹洞宗全書』所収「徳雲寺記」

元祖宝林院殿山翁禅律大居士
宮盛重公石州葛原討死

二代徳海禅盛大居士

下野太郎式部大輔師盛公

三代立峰本公大居士

越前守満盛公

四代千手寺殿高岩起公大居士

弾正忠満重公本公嫡子

五代安養院白壁昌純大居士

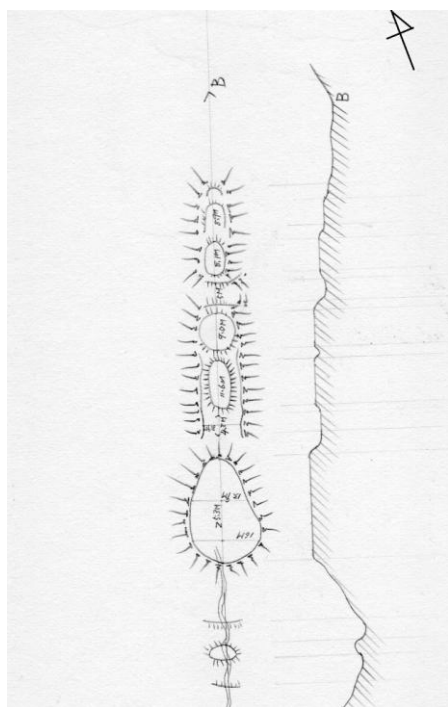
新五郎元盛公本公次男

六代徳雲寺殿松齡昌祝大居士

左衛門佐教元公於備後柏村討死

七代前野州太守清雙昌澄大居士

下野守政盛公



1971年作図の柏甲山城図(田口作成)

福山城の藩主屋敷について

御屋形は水野勝俊によって建てられたのか？

田中伸治

備陽六郡志(備後叢書第二巻)より抜粋

本丸について

- 一、御屋形 勝成公御一代本丸に被成御座、勝俊公御代二丸に御屋形を御建御移り、夫より松平忠雅公、當 御代迄、二代(丸か)に被成御座候。忠雅公御参勤之節ハ、御本丸ハ御發駕被成、御歸城之節も先御本丸へ御入、それより二丸之御屋形へ御移被成候由。

二丸について

- 一、御屋形 先々御代ハ御上屋敷と申候所 正襲公御代御屋形と唱可申由被 仰渡。

福山領分語伝記(備後叢書第七巻)より抜粋

水野勝俊(勝重)について

- 一、此殿様迄は御城内之御住居ニ而、二ノ丸御屋敷は其後之儀ニ候。

水野勝貞について

- 一、御下屋鋪は殿様御病氣ニ付、御建テ被遊、御氣晴所ニ被成候由、夫より直に御住居被成御座候(に)付、其頃者御上屋(と)唱候由。

小場家文書(上巻)より抜粋

一 其元下やしき大奉行、其方、治部兩人ニ一人相定申度候へとも、兩人なから用人之事候間、十日替リニ成共、又ハ十五日替リニ成共、かわりノ作業さし引、申付可給候、小奉行之事ハ、家中馬廻り才学成者、治部と談合にて付可被申候、家一ツ、二ツ、一人ツ、奉行可申付候、其小奉行之内ニ砂川弥左衛門相添可被申候一家さし圖近日大工久左衛門のほせ候間、其刻持進進可申候、猶跡より可申候、謹言

美作守

八月朔日

勝重(花押)

小場兵左衛門殿

第五項では「其元下やしき大奉行、その方治部兩人に一人相定め申したく候ても、兩人又ながら、用人のことに候間(中略)かわりノ作業さし引申しつけ給ふべく候」とあるが、これは下屋敷普請について江戸から指示を与えたものである。勝成が福山築城時より伏見から移築した本丸の伏見御殿に起居しているの、勝重は藩主として在城時に自分の起居する屋敷が必要となり、この建築となったものであろう。記録によると、勝重の代に城内三ノ丸東側に下屋敷が建てられたとされているが、文面はこの下屋敷のことであることが判明する。文面にはまた、治部の名が出てくるが、内容からして治部が総奉行(用人)として藩政の前面に姿を現わし、屋敷建築の大奉行としてではあるが、後年手腕をみせた土木建築に関し初めて彼の名をみせているのは興味深い。さらに「小奉行の内に砂川彌左衛門相添申さるべく候」とある砂川なる人物は、勝重家督後の召抱えて、勝重氣に入りの侍であったのか、勝重母於登久が正保四年(一六四七)十月二十一日大坂にて死去の節、鈴木安兵衛と共に遺骨請取りの使者として赴いている。

第六項では、前記下屋敷の建築について、勝重が江戸より大工久左衛門に設計図を持たせて国へ向かわせた旨を述べている。大工久左衛門が如何なる人物かは判明しないが、当時、江戸において腕さきの者であったであろう。今日この下屋敷見取図が鶴賀文庫(市史編さん室蔵)に残されているが、大規模なもので、記録によると、このとき本丸伏見御殿の一部を三ノ丸に移築したといわれている。

追而申越候、今度下屋敷之内ニ取入候、侍共之替やしきの事、中川主米屋敷の西わき、同南の新やしき所之内見合可相渡候、其外之所えも明やしき在之、面々望之所も在之候ハ、やうす委、書付越可被申候、道竹ハはややしきをあげ、町屋に居候由、替やしき急度渡可被申候、恐々謹言

美作守

八月廿日

中山將監殿

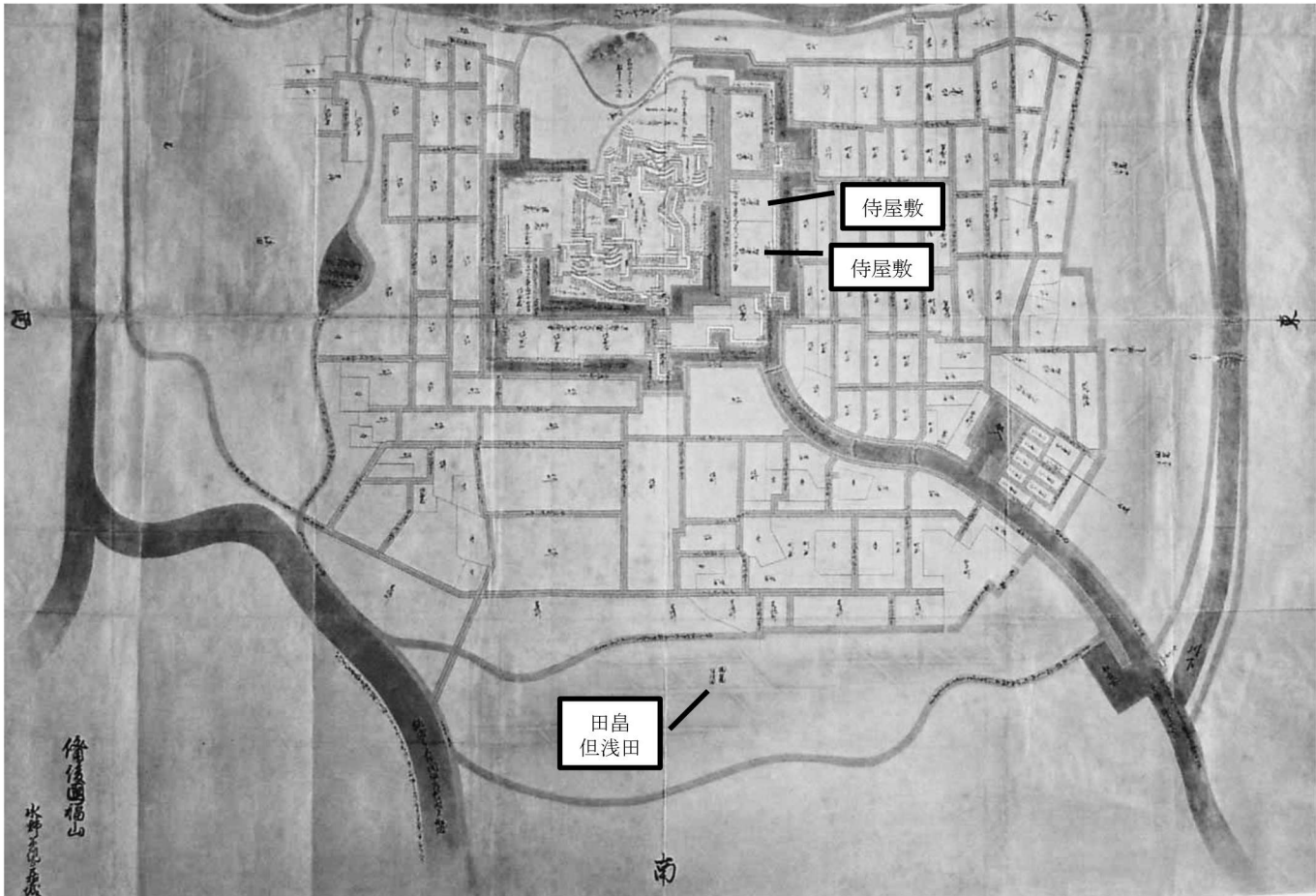
神谷治一部殿

小場兵左衛門殿

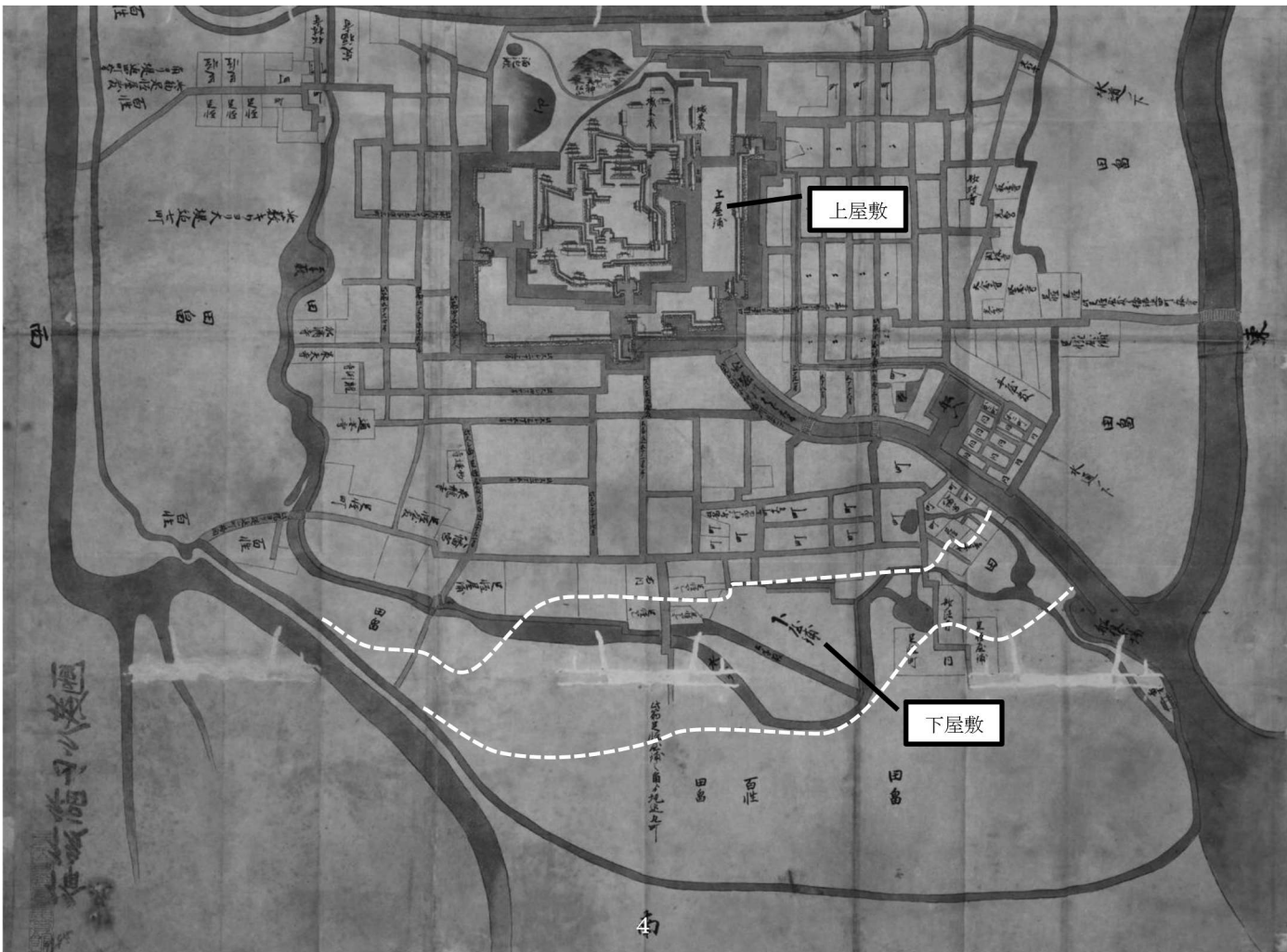
この書状は前書の追而文で、下屋敷建設に際し「道竹」なるものの屋敷の位置に決まったことは、前の書状でよくわかるが、それ以外に、この下屋敷建設用地内に入る侍屋敷があったらしく、これら侍たちと、道竹の立ち退き先の替屋敷割当てを命じたものである。そのためか、宛名人中に家老の中山将監も入っている。

文中の中川主米は、水野藩士中川志摩之助義忠二男主馬のこと、島原の乱で高名後、この美作守の代に浪人している。この人の弟、三木之助は宮本武蔵養子となり備前池田家に仕えている(吉備温故録卷之八十三宮本三木之助先祖由緒書)

正保城絵図(国立公文書館蔵)



備後福山之城図(国立国会図書館蔵)



年号考 私異年号について

根岸尚克

日本に於ける年号の始めは「法興」

釈日本紀 万葉集注釈 続古京遺文に載る「伊豫國風土記」逸文

景行・仲哀・聖徳太子が伊豫の温泉湯宮に行かれた事、そして聖徳太子は侍なる高麗の恵慈僧と葛城臣達也、時に湯の岡の側に碑文を立て給ふ、碑文に記す、法興六年の十月歳時は丙辰に在る

丙辰は 596 年推古 4 年、この年、法興寺できる。(日本書紀)

推古元年、「仏の舍利を以て法興寺(飛鳥寺)の刹(せつ)の柱の礎(つみし)の中に置く

◎改元の動機・経緯

- ・大化(645年) 公年号の始め。尚書大詔「肆予大化誘我友邦君」
- ・白雉(650) 5年間
- ・朱鳥(686) 7月20日(戊午)～9月9日まで
- ・大宝(701)
- ・天平(729) 聖武天皇の時、背に奇端の文字を背に負った亀を従三位藤原朝臣麻呂が献上すると聞く
- ・天平感寶(749) 陸奥から黄金を貢進(2月22日)4月14日に天平感寶と改元している(複年号の始め)にも関わらず、7月2日讓位によって天平勝寶とした。
- ・天平寶字(757) 寝殿の天井に天下太平の四文字が現出、3月20日、更に8月18日の勅、「この時、駿河國の人 金刺舎人麻呂の献上した蚕の卵が自然に文字を描いたものを得た。その文字は「五月八日開下帝釈標知天皇命百年息」とあった。この件につき群臣に議論させた所、吉兆であると言う。そこで八月十八日を改めて天平寶字元年とする」

天平元(729)年→天平感寶元(749)年4月14日→

天平勝寶元(749)年7月2日→天平寶字元(757)年

- ・明治 改元に際して岩倉具視が建策し勅裁を得た → 一世一元制
易經の説卦伝「聖人ハ南面シテ天下ヲ聴キ明ニ嚮ッテ治ム」

- ・大正 易経の象伝「大亨以正天之命也」
=大いに享りて以て正しきは天の命なればなり、大いに享って
しかも真正を保つべきなのはそれが天の命ずる所だからで
ある。
- ・昭和 尚書「百姓昭明万邦協和」
=皇帝ノ徳ガ全テノ民ニ清ラカニ明ルク輝イテイル

◎年号の読み方

大化 ダイカ 大宝 ダイホウ 慶雲 キョウウン 天平 テンペイ
 勝宝 ショウボウ その他 応→ノウ 長→ジョウ 承→ショウ ソウ
 安→ナン 和→ワ 仁平→ニンヒョウ ニンペイ ニンヘイ
 暦応→リャクオウ リキオウ レキオウ

◎中国と同じ年号

貞観 627 年唐の太宗 文明 684 年唐のえい宗
 元和 806 年唐の憲宗 梁の承平 452 年 北魏 正平 451 年 北魏

◎年号の誕生

中国が先 建武 後漢 25 年
 日本が先 天慶 朱雀天皇 中国では 遼等

天曆	村上	元
天徳	村上	金
永曆	二条	明
承安	高倉	金
嘉慶	後小松	清

◎私年号・公年号

- ・神亀元（724）年 聖武天皇十月一日の詔
「白鳳以来 朱雀以前の事は遙か昔の事なので調べ明らかにする事はむ
つかしい 云々」
- ・白鳳は 667 年天智天皇即位（辛酉による）が私年号白鳳元年に当る
（藤氏家伝 古語拾遺 類聚三代格）
- ・朱雀は熱田大神宮縁記 672 年、天武元年、白鳳の私年号もある。
壬申の乱勃発の年。

「徳川家康判物」 慶長五年一六〇〇

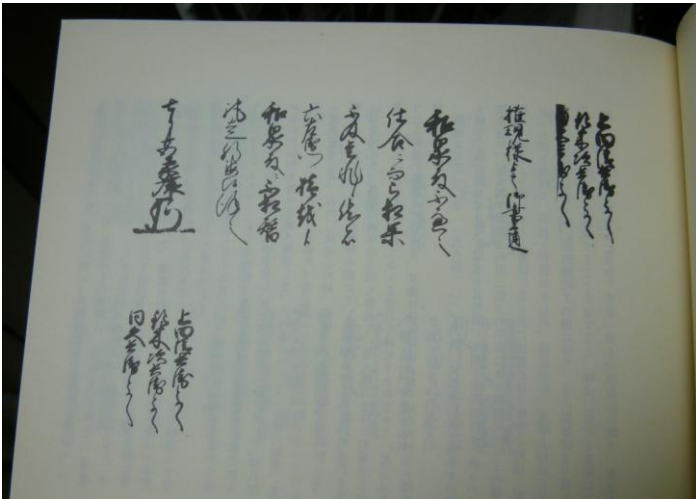
(結城水野家蔵)

和泉殿不慮之仕合にて相果てられ、
是非に及ばず候、然れば六左衛門
差し越し候、和泉殿に相替らず
馳走肝要に候

七月廿五日

家康判

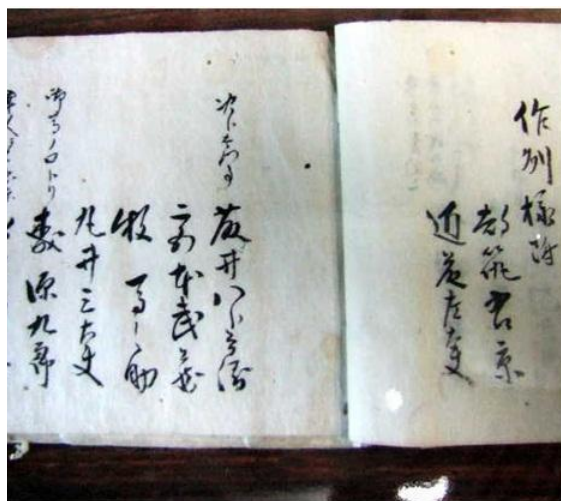
上田清兵衛殿
鈴木治兵衛殿
同 久兵衛殿



「大坂御陣御人数附覚」

慶長二十年(一六一五)

(小場家文書)



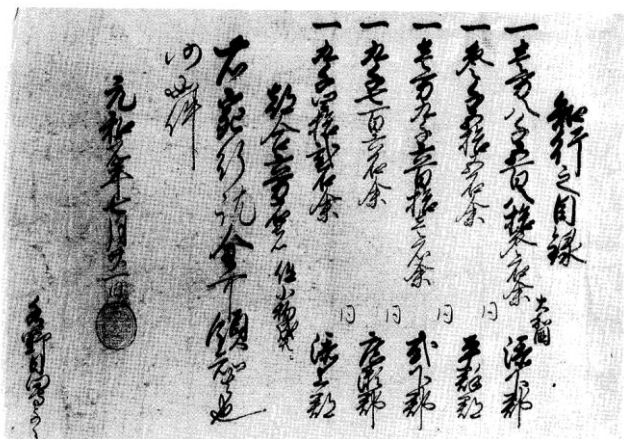
宮本武蔵(左頁二人目)は
勝成陣中の作州様(二代勝
重)付となっている。

「徳川家康朱印」

元和元年(一六一五)

大和郡山宛行状

(茨城県立歴史館蔵)



知行之目録

一、壹万八千五百八拾参石余

大和国添下郡

一、三千五拾五石余

同 平群郡

一、壹萬九千六百拾壹石余

同 式下郡

一、九千七百六石余

同 廣瀬郡

一、九千四拾貳石余

同 添上郡

都合六万石 者 但小物成共二

右宛行訖全可領知 者 也

仍如件

元和元年七月廿一日(朱印) 恕家康

水野日向守とのへ

山城志 バックナンバー

第19集

- ・亀寿山城と宮氏 田口義之
- ・足利義昭の上國について 小林定市
- ・京都にある天皇陵界隈探訪 足立捷一郎
- ・福山市大門町の辻堂 後藤匡史
- ・戦国三好党を尋ねて〔Ⅲ〕 三好勝芳

第20集

- 《特集》 神辺町西中条所在 今大山城の調査報告
- ・今大山城と宮氏 田口義之
- ・今大山(遍照寺)城跡測量調査報告 坂本敏夫
- 《論考》
- ・備後の大永～天文年間前期の戦国史を見直す 木下和司
- ・幕末の村落『神石郡父木野村』を例に 杉原道彦
- ・後南朝の歴史…五百年の哀史と執念… 出内博都
- 日本書記の編纂方針 根岸尚克
- 《紀行文》
- ・戦国三好党訪ねて〔Ⅳ〕 三好勝芳
- 《資料紹介》
- ・備後國安那郡社領寺領 小林定市
- ・「山城志」手書き版目次

本誌および山城志のバックナンバーは「備陽史探訪の会」公式サイトからお買い求めいただけます。

<http://bingo-history.net>

探訪の会

検索

